

多賀城市こども計画策定方針（案）

1. 策定の背景・趣旨

（1） こども基本法の制定

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

同法第10条第2項においては、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されるとともに、第11条においては、こども施策を策定・実施・評価するに当たって、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

（2） こども大綱の策定

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

（3） みやぎこども幸福計画の策定

国の動きを踏まえ、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担うこどもの健全な育成と、こどもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、こども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込んだ「みやぎこども幸福計画」が令和7年に策定されました。

計画では、誰もが安心してこどもを生き育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指し、ライフステージにわたって切れ目のない支援を強化していくことをうたっています。

以上を踏まえ、本市においても、こども基本法の理念にのっとり、こどもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども大綱やみやぎこども幸福計画の方向性を踏まえつつ、本市の実情に応じた「多賀城市こども計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こどもの成長の各過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供できる、包括的かつ総合的な施策の推進を目指し、以下に示す計画を包含する一体的な計画として策定します。

なお、昨年度策定した第三期子ども・子育て支援事業計画は、本計画の下位計画として位置づけます。

多賀城市こども計画（こども基本法第10条第2項）

・すくっぴープラン

- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号））
- ・子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づく計画）

・健康たがじょう21プラン※母子保健部分（健やか親子21に基づく計画）

- + 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく計画）

※子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく計画）は、本計画の下位計画として位置づける

<計画の位置づけ>

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	
(仮称) 多賀城市こども計画					R9年度スタート で 検討中			
たがじょうすくっぴープラン	第2期（後期計画）							
多賀城市次世代育成支援行動計画	第2期（後期計画）							
多賀城市こどもの貧困対策計画	第1期							
多賀城子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期					
多賀城健康増進計画 （健康たがじょう21プラン）	第4期							
多賀城市母子保健計画					多賀城こども計画へ			
多賀城市食育推進計画								

(2) 計画期間

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者と子育て当事者を対象とします。

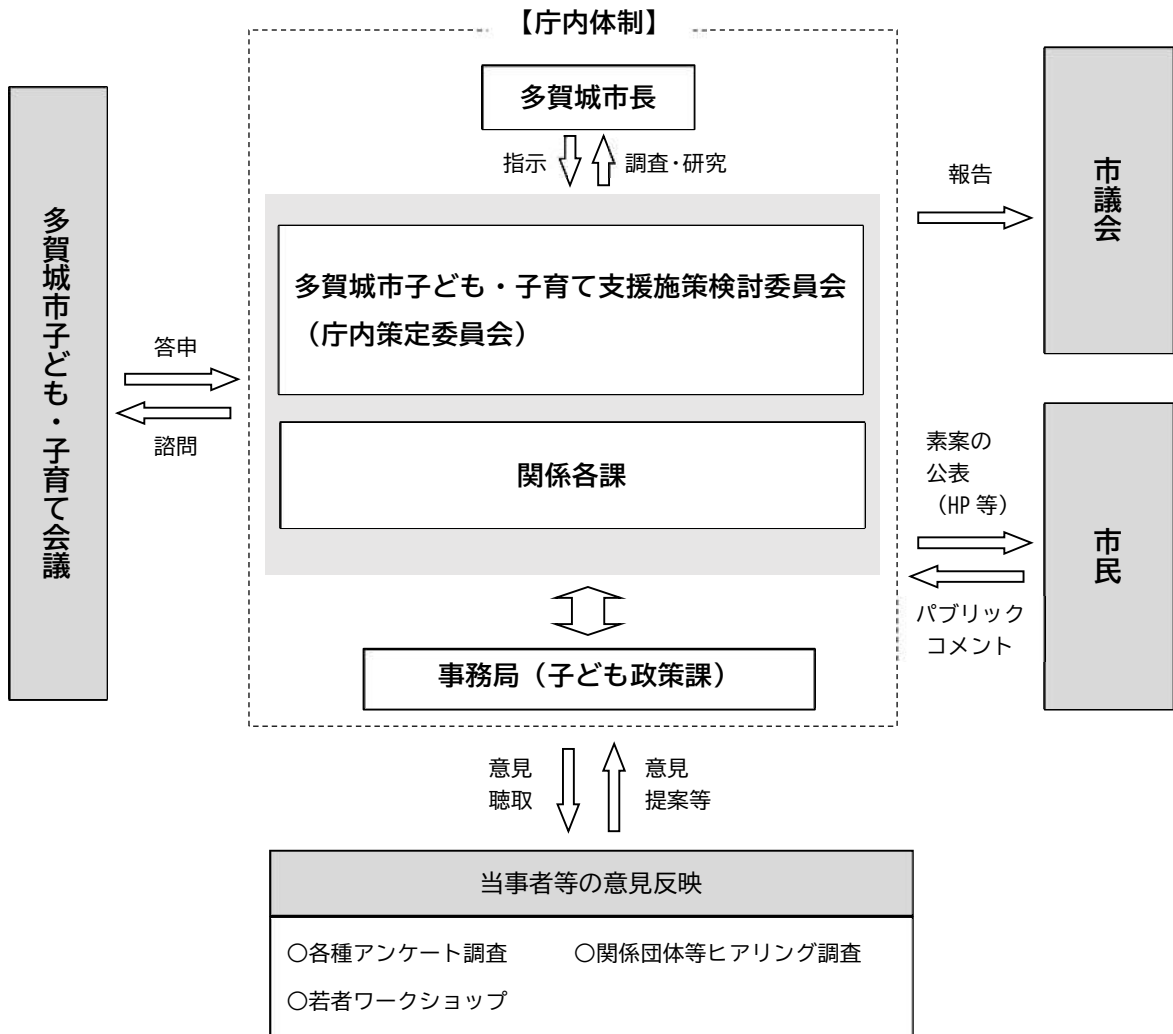
本計画では「子ども」を乳幼児期から思春期までの者とし、「若者」を思春期、青年期から概ね 39 歳までの者とします。なお、思春期は施策等によって「子ども」「若者」にそれぞれ該当する部分があります。

なお、「子ども基本法」では、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう支えていくことを示したものであり、子どもが若者になり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、子ども基本法の趣旨にのっとり、子ども・若者に対する切れ目のない支援を行っていきます。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね 18 歳	青年期 概ね 18 歳～ 概ね 30 歳	ポスト青年期 概ね 30 歳～ 概ね 39 歳
子ども				
		若者		

3. 策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりとします。



子ども・子育て会議	市長からの諮問により、各種調査結果や資料等に基づき、こども・若者施策を協議し、計画案を答申する。 学識経験者や市民、子育て関係事業従事者、子育て支援団体、事業主代表、労働者代表等で構成する。
多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会	子ども・子育て会議に諮る協議事項、各種資料、計画案等について事前に協議・調整する。保健福祉部長及び関係各課長等により構成する。
事務局	各種調査の実施や資料作成、会議運営、その他計画策定にかかる庶務全般を行う。事務局は子ども政策課が担当する。

4. 策定手法

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

こども・若者政策にかかる関連法令、国・県の施策の動向、多賀城市の概要及び特性、地域資源の整備状況、こども・若者を取り巻く状況及び支援の状況等について、各種統計データや資料をもとに整理分析を行います。

(2) 各種アンケート調査の実施案

① こども若者調査

対象年齢となるこども・若者本人の考えや意向を把握し、計画に反映させるための意見聴取を行います。

<実施概要>

対象者	18歳から39歳までの市民3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収 WEB アンケート併用

② 子どもの生活実態調査（小5・中2・16歳の子ども及び各保護者）

小学5年生、中学2年生、16歳の本人およびその保護者に対し、生活の状況や地域との関わり、自己肯定感、将来への希望等について伺い、家庭の経済状況等との関連を分析し、子どもの貧困状態の把握および必要な施策検討の参考とするための調査を実施します。

<実施概要>

対象者	・小学5年生本人（400人）及びその保護者（400人） ・中学2年生本人（300人）及びその保護者（300人） ・16歳本人（700人）及びその保護者（700人）
調査方法	・小学5年生本人及びその保護者：学校経由の配布・回収 ・中学2年生本人及びその保護者：学校経由の配布・回収 ・16歳本人とその保護者：郵送配布・回収

③ 保護者調査（就学前児童保護者、小1～小4保護者）

就学前児童及び小学1～4年生の保護者に対し、子育て当事者としての不安や悩み、地域とのつながり、子育て支援に対するニーズ等を把握し、必要な施策検討の参考とするための調査を実施します。

<実施概要>

対象者	・就学前児童保護 1,600人 ・小1～小4保護者 700人
調査方法	・就学前児童保護：郵送配布・郵送回収 WEB アンケート併用 ・小1～小4保護者：学校経由の配布・回収

(3) ヒアリング調査・ワークショップ

① 関係団体等ヒアリング調査の実施

子ども・若者本人及び保護者からのアンケート調査では把握しきれない子ども・若者の実態や課題等について把握するため、関係機関・団体等に対するアンケート調査を実施します。

② 若者ワークショップ

若者の意見を市の子ども政策に反映させる機会として、若者によるワークショップを実施します。

(4) 現行計画の評価

現行計画（すくっぴープラン2、第四期健康たがじょう21プランの母子保健部分）における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行います。

(5) 子ども・若者施策にかかる課題の整理

関連法令・制度や多賀城市の子ども・若者を取り巻く状況、各種アンケート調査等の結果、現行計画の評価結果を踏まえ、多角的な視点で子ども・若者施策にかかる課題を抽出・整理します。

(6) 計画の構成案及び骨子案の作成

計画の目次構成や施策の展開における掲載事項等の構成案を作成します。また、基本的な方向性や施策体系等を示す骨子案を作成します。

(7) 子ども・若者施策・事業の抽出・整理

骨子案に示した基本目標の実現に向け、計画に位置づけるべき施策・事業について、施策体系に基づき、市の関連計画等から洗い出し、整理するとともに、実施状況や今後の方針を把握します。

(8) 計画素案・計画案の作成

(7)で整理した施策・事業に加え、新たに取り組むべき施策・事業を検討し、施策が目指す姿やその実現に向けた主な事業の内容、成果指標等を示した計画素案・計画案を作成します。

(9) パブリックコメントの実施

計画素案に対し、広く市民の意見を募集するパブリックコメントを実施します。

5. スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定しています。

<子ども・子育て会議の開催時期・協議内容案>

	開催時期	会議	協議・報告事項（案）
令和7年度	令和7年8月4日	第1回	◇計画の策定方針・スケジュール ◇アンケート調査票の検討
	令和7年11月頃	第2回	◇こども・若者を取り巻く状況 ◇アンケート調査等の結果報告 ◇こども・若者施策の課題
	令和8年1月頃	第3回	◇計画骨子案の協議
令和8年度	令和8年7～8月頃	第4回	◇計画素案の協議
	令和8年11月頃	第5回	◇計画素案の協議 ◇パブリックコメントについて
	令和9年1月頃	第6回	◇パブリックコメントの結果報告 ◇計画案の協議